

令和7年度千葉県高次脳機能障害支援養成研修事業の
業務委託に係る企画提案募集要領

1 趣旨・目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とする「令和7年度高次脳機能障害支援養成研修」を実施します。

当研修は、テーマを含め企画立案の段階から専門的かつ実践的な知識や経験が求められることから、広く企画提案を募集し、最も優れた提案をした応募者に対して業務の委託を行います。

2 募集事業

(1) 募集内容

令和7年度千葉県高次脳機能障害支援養成研修事業

(2) 業務内容

ア 研修の周知に関すること

※ただし、受講者募集等の周知については県も協力します

イ 研修受講者の申込みに関すること

研修受講者の募集による受付及び取りまとめ、研修受講者の決定等

ウ 研修の実施に関すること

講師及び会場等の手配、カリキュラムの作成、テキストの作成・印刷、会場設営、受付、研修当日の進行、演習のグループ分け等

エ 研修受講生に対するアンケートの実施及び結果報告書の作成に関すること

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 業務委託料

執行限度額 2,262,000円

※実績により精算を行います

(5) その他

「令和7年度千葉県高次脳機能障害支援養成研修事業委託仕様書」のとおり

3 応募資格

企画提案に参加する者は、特定非営利活動法人（NPO法人）、社会福祉法人、公益法人、民間事業者等の団体で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 定款又は規約等を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理を行っていること。
- (2) 事業の達成及び事業計画の遂行に必要な組織・人員を有していること。
- (3) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- (4) 事業を実施する上で必要となる協議等の措置を適切、かつ、迅速に遂行できる体制を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦・支持・反対することを目的とした団体ではないこと。
- (7) 法人の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

(ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 応募方法等

- (1) 申請書類の提出方法及び期限

受託を希望する団体は、令和7年7月18日（金）午後5時（必着）までに、以下の書類をメール又は郵送、持参のいずれかにより提出してください。

《提出書類》

- ア 受託申請書（様式1）
- イ 企画提案書（様式2）
- ウ 団体概要（様式3）
- エ 誓約書（様式4-1）
- オ 役員等名簿（様式4-2）
- カ 関係書類（任意様式）
 - （ア）定款又は規約
 - （イ）直近事業年度の決算書
 - （ウ）その他参考資料（任意）

(2) 申請様式の入手方法

各様式については、千葉県健康福祉部障害福祉事業課において配布するほか、千葉県ホームページよりダウンロードすることができます。

その他、任意様式の書類については、A4判で作成してください。

(3) 提出先

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1（千葉県庁本庁舎12階）

千葉県健康福祉部障害福祉事業課 地域生活支援班

メールアドレス：syohuk_chiiki@mz.pref.chiba.lg.jp

5 受託者の選定

別に定める「選定基準」により選定します。

なお、選定に係る審査は非公開で行い、問合せや異議には一切応じません。

6 選定結果通知

選定結果については、応募者全員に文書で通知します。

7 契約

- (1) 選定された団体と内容・経費等について調整を行い、予算の範囲内で委託契約を締結します。

- (2) 委託費の支払いは、原則として精算払いとしますが、財政上の理由により一部を前払いすることができます。
- (3) 契約に当たっては、地方自治法施行令第167条の16及び千葉県財務規則第99条の規定により、契約保証金（契約金額の100分の10以上）を納付していただきます。

なお、契約保証金の納付が免除される場合があります。

- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

8 その他の留意事項

- (1) 企画提案の評価は、事業遂行能力や提案事業の内容等の評価するものであり、そのまま業務を了承するものではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は、すべて応募者負担とします。
- (3) 書類提出後の企画提案内容等の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出書類の著作権は応募者に帰属します。

ただし、県が企画提案について報告、公表等のために必要とする場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

- (5) 提出された書類は一切返却できません。
- (6) 本要項に定めるもののほか、企画提案に係る必要な事項は、県が定めます。

9 問合せ先

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1（千葉県庁本庁舎12階）

千葉県健康福祉部障害福祉事業課 地域生活支援班

電話：043（223）2335

E-mail：syohuk_chiiki@mz.pref.chiba.lg.jp